

岐阜県公報

第二千九百九十九号
平成三十年十一月十六日
(金曜日)

目次

告示

- 土壌汚染対策法に基づく変更の届出をしなければならない区域の指定の解除 (環境管理課) 七二二^{ベシ}
- 林業用種苗生産事業者の登録の失効 (森林整備課) 七二三
- 保安林の解除をしようとする旨の通知 (治山課) 七二四
- 道路の区域変更 (道路維持課) 七二四

訓令

- 岐阜県公文書規程の一部を改正する訓令

公 示

- 落札者等に関する公示 (管財課) 七二六
- 落札者等に関する公示 (情報企画課) 七二六
- 飼料の試験結果 (畜産課) 七二七
- 土地改良事業の工事の完了 (農地整備課) 七二八
- 公共測量の実施 (用地課) 七二八
- 国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証 (都市政策課) 七二九

(法務・情報公開課) 七二四

告示

岐阜県告示第五百六十号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第二項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)の指定を次のとおり解除する。

平成三十年十一月十六日

岐阜県知事 古 田 肇

一 指定を解除する形質変更時要届出区域

平成二十九年岐阜県告示第七十八号により指定した区域(各務原市蘇原三柿野町字中之島一四二番、字村中一〇八番三、字宮裏一八七番、字宮東二〇二番二及び字村裏二九七番の各一部)のうち、各務原市蘇原三柿野町字中之島一四二番の一部

二 指定に係る特定有害物質の種類

鉛及びその化合物

三 当該形質変更時要届出区域において講じられた汚染の除去等の措置

土壌汚染の除去(基準不適合土壌の掘削による除去)

岐阜県告示第五百六十一号

林業種苗法(昭和四十五年法律第八十九号)第十四条第一項の規定により、次の生産事業者の登録が失効したので、同法第十六条第一項の規定により告示する。

平成三十年十一月十六日

岐阜県知事 古 田 肇

登録番号	氏名及び住所	生産事業の内容	事業所の名称及び所在地
一六〇八	奥村 錠市 瑞浪市大湫町九三の二	苗木 幼苗の育成	奥村 錠市 瑞浪市大湫町九三の二

岐阜県告示第五百六十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により農林水産大臣から保安林の解除をしようとする旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定によりその内容を告示する。

平成三十年十一月十六日

岐阜県知事 古 田 肇

一 解除予定保安林の所在場所

中津川市付知町字分田六七七の一、六七八の二、六七八の三、七〇九の六

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

岐阜県告示第五百六十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成三十年十一月十六日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年十一月十六日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	区域変更前後	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	備考
-------	-----	-----	--------	-------------	----------	----

県道	長森原線	各務原市各務おがせ町九丁目四〇三番地先から同市同町九丁目四一四番二地先まで	前	後
			八・六 一四・八	二・四 三三・六
			九三・〇	九三・〇

岐阜県告示第五百六十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成三十年十一月十六日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県下呂土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年十一月十六日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	区域変更前後	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	備考
県道	金山線 上之保線	下呂市金山町戸部字丸野一七四〇番三地先から同市同町同字同一七四八番一地先まで	前	三・〇 四六・〇	六・〇	
			後	二・〇 四六・〇	六・〇	

訓 令 甲

岐阜県訓令甲第二十六号

庁中一般
各現地機関

岐阜県公文書規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成三十年十一月十六日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県公文書規程の一部を改正する訓令

岐阜県公文書規程(昭和四十四年岐阜県訓令甲第一号)の一部を次のように改正する。目次中「第三条の二」を「第三条の四」に改める。

第三条の二中「作成するものとする」を「作成しなければならない」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項の文書には、政策立案並びに事務及び事業の実施の方針に影響を及ぼす打合せ等(外部の者との打合せ等を含む。以下同じ。)の内容を記載するものとする。

第三条の二の次に次の二条を加える。

(文書の正確性の確保)

第三条の三 前条第一項の規定による文書の作成に当たっては、文書の正確性を確保するため、その内容について、原則として複数の職員(当該打合せ等に出席した職員を含む。)の確認を受けた後、本庁にあつては文書取扱責任者(第六条に規定する文書取扱責任者又は主務課長の確認を受けるものとする。ただし、上司から文書の作成に関する指示があつた場合は、当該上司の確認を併せて受けるものとする。

2 前項の場合において、同項の文書に外部の者の発言等に係る部分が含まれるときは、当該打合せ等に出席した職員の確認を受けた後、可能な限り、当該外部の者の確認を受けるものとする。

(文書の不適正な取扱いの禁止)

第三条の四 職員は、文書を偽造し、変造し、若しくは改ざんし、虚偽の文書を作成し、又は文書を毀棄してはならない。

第十四条の三の見出し中「により」を「を」に改め、同条第三項中「必要な場合に限り」を削り、「出力し」を「出力した場合は」に、「ことができる」を「ものとする」に改める。

第三十五条第一項中「三十年、十五年、十年、五年、三年、一年及び事務処理上必要な一年未満の期間」を「次の各号に掲げる区分」に、「次の」を「当該」に改め、同項

第二号中「及び出張」を削り、「もの」の下に「旅費、交際費、対外交流費及び会議費の支出及び支払に係るものに限る。」を加え、同項第四号中口をハとし、イの次に次のように加える。

ロ 会計に関するもの(第二号に規定するものを除く。)

第三十五条第三項を第四項とし、同条第二項中「前項第七号」を「第一項第七号」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の場合において、経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績の合理的な跡付け又は検証のために必要となる文書については、一年以上の保存期間を設定するものとする。

第三十六条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「(完結文書の整理及び保管)」を付し、同条第一項中「文書管理システムにより保存されているもの」を「電子文書」に改め、同項後段を削り、同条第四項中「第一項前段」を「第一項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の場合において、キャビネットに収納することが適当でない文書は、保管庫等に整理して保管することができる。

第三十六条の二を第三十六条の三とし、第三十六条の次に次の一条を加える。

第三十六条の二 完結文書(第三十五条第一項第一号から第六号までに定める基準に該当する電子メールに限る。)は、これを紙に出力したものを完結文書とみなして、前条の規定を適用する。

2 前項の規定にかかわらず、同項の完結文書で電子文書として保管すべき理由があるものについては、主務課において、所属の職員が共有する電磁的記録媒体に複写し、ファイルごとに整理して保管しなければならない。

第四十三条の四の見出し中「により」を「を」に改め、同条第三項中「必要な場合に限り」を削り、「出力し」を「出力した場合は」に、「ことができる」を「ものとする」に改める。

第六十八条第一項中「三十年、十五年、十年、五年、三年、一年及び事務処理上必要な一年未満の期間」を「次の各号に掲げる区分」に、「次の」を「当該」に改め、同項第二号中「及び出張」を削り、「もの」の下に「旅費、交際費、対外交流費及び会議費の支出及び支払に係るものに限る。」を加え、同項第四号中口をハとし、イの次に次のように加える。

ロ 会計に関するもの（第二号に規定するものを除く。）

第六十八条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の場合において、経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績の合理的な跡付け又は検証のために必要となる文書については、一年以上の保存期間を設定するものとする。

第六十九条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（完結文書の整理及び保管）」を付し、同条第一項中「文書管理システムにより保存されているもの」を「電子文書」に改め、同条後段を削り、同条第四項中「第一項前段」を「第一項」に改め、同項を同条第五項とし、同条中第三項を第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の場合において、キャビネットに収納することが適当でない文書は、保管庫等に整理して保管することができる。

第六十九条の二を第六十九条の三とし、第六十九条の次に次の一条を加える。

第六十九条の二 完結文書（第六十八条第一項第一号から第六号までに定める基準に該当する電子メールに限る。）は、これを紙に出力したものを完結文書とみなして、前条の規定を適用する。

2 前項の規定にかかわらず、同項の完結文書で電子文書として保管すべき理由があるものについては、主務課において、所属の職員が共有する電磁的記録媒体に複写し、ファイルごとに整理して保管しなければならない。

附則第八項中「第三十六条の二」を「第三十六条の三」に、「第六十九条の二」を「第六十九条の三」に改める。

附 則

1 この訓令は、平成三十年十一月十六日から施行する。

2 改正後の第三十五条第一項第二号及び第四号並びに第六十八条第一項第二号及び第四号の規定は、平成三十一年度以後に作成し、又は取得した文書について適用し、平成三十年度以前に作成し、又は取得した文書については、なお従前の例による。

公 示

○落札者等に関する公示

岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成七年岐阜県規則第百二十号）第十一条の規定により、次のとおり落札者等について公示する。

平成三十年十一月十六日

岐阜県知事 古 田 肇

1 購入物品及び数量 岐阜県庁舎で使用する電気（予定数量） 3,367,000kWh

2 供給期間 平成30年11月1日0時から平成31年10月31日24時まで

3 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

4 入札公告を行った日 平成30年8月31日

5 落札者を決定した日 平成30年10月11日

6 落札者の住所及び氏名 愛知県名古屋市中区東新町1番地

中部電力株式会社

代表取締役社長 社長執行役員 勝野 哲

7 落札金額 49,545,400円

8 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称 岐阜県総務部管財課

(2) 所 在 地 岐阜市数田南二丁目1番1号

○落札者等に関する公示

岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成七年岐阜県規則第百二十号）第十一条の規定により、次のとおり落札者等について公示する。

平成三十年十一月十六日

岐阜県知事 古 田 肇

1 特定役務の名称及び数量 岐阜県行政情報ネットワーク「RENTAI」等の機器更新及び維持管理業務 一式

- 2 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 3 入札公告を行った日 平成30年8月31日
- 4 落札者を決定した日 平成30年10月11日
- 5 落札者の住所及び氏名 愛知県名古屋市中区錦1-17-1
NECネッツエスアイ株式会社 中部支店
支店長 大中 淳
- 6 落札金額 212,760,000円
- 7 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地
(1) 部署の名称 岐阜県総務部情報企画課情報システム係
(2) 所在地 岐阜市藪田南二丁目1番1号

○圖表の編纂振数

圖表の安全柱の確保及び品質の確保に関する法律(昭和二十八年法律第三十五号)第
五十六條第七項の規定により、平成三十年七月に公表された圖表の編纂の振数の編纂を
公表する。

平成三十年十一月十六日

岐阜県知事 田 邊

製造事業場等 の名称及び地 所	収 去 場 所	飼 料 の 名 称	製 造 (輸入)月	試験項目	違反の 有無及び反 答の内容
フイード・フ ン株式会社 名古屋工場 愛知県名古屋見 町19番地	磯石地 丹生 川ストックボ イスト 高山市丹生川 町	ノーサン印肉用 牛肥育用配合飼 料 H B 28 S	H30.6	栄養成分等一 粗たん白質、 粗脂肪、粗灰分、 繊維、粗シウム、 リン	無
フイード・フ ン株式会社 名古屋工場 愛知県名古屋見 町19番地	磯石地 丹生 川ストックボ イスト 高山市丹生川 町	ノーサン印若令 牛育成用・肉用 牛繁殖用配合飼 料 わかうし育成パ ルキー	H30.6	同上	無
JA東日本く	JA東日本く				

みあい飼料株 式会社知多工 場 愛知県知多市 北浜町16番地	みあい飼料中 国府中 継基地 高山市国府町 三日町37番地	れんさん	H30.6	同上	無
JA東日本く みあい飼料株 式会社知多工 場 愛知県知多市 北浜町16番地	JA東日本く みあい飼料株 式会社国府中 継基地 高山市国府町 三日町37番地	ほいくの健ちや ん	H30.6	同上	無
JA東日本く みあい飼料株 式会社知多工 場 愛知県知多市 北浜町16番地	JA東日本く みあい飼料株 式会社国府中 継基地 高山市国府町 三日町37番地	エッグバートナー 17	H30.6	同上	無
豊橋飼料株式 会社 豊橋工 場 愛知県豊橋市 明海町5-9	高山米穀畜産 部 高山市問屋町 57番地	君の里	H30.7	同上	無
中部飼料株式 会社 本社工 場 愛知県知多市 北浜町14-6	高山米穀畜産 部 高山市問屋町 57番地	はやぶさ後期	H30.7	同上	無
中部飼料株式 会社 本社工 場 愛知県知多市 北浜町14-6	高山米穀畜産 部 高山市問屋町 57番地	はやぶさ前期	H30.7	同上	無
オールイン ワゴン 西日本 工場 愛知県東かが わ市三本松21 23番地	大野運輸株式 会社 高山市丹生川 町方190	もぉ〜ダツシユ お牛繁殖	H30.7	同上	無
清水港飼料株 式会社 鹿島 工場 茨城県神栖市 東深芝4-8	大野運輸株式 会社 高山市丹生川 町方190	オールインワン 前期	H30.6	同上	無

全国酪農飼料株式会社 岐阜工場 愛知県碧南市 玉津浦町2-8	飛騨酪農農業協同組合 高山市八日町21-7	マイチーベース	H30.7	同上	無
全国酪農飼料株式会社 岐阜工場 愛知県碧南市 玉津浦町2-8	飛騨酪農農業協同組合 高山市八日町21-7	ハイランド74	H30.7	同上	無
全国酪農飼料株式会社 岐阜工場 愛知県碧南市 玉津浦町2-8	飛騨酪農農業協同組合 高山市八日町21-7	こざわりナンバー クワン	H30.7	同上	無
株式会社毛利産業 岐阜県海津市 海津町秋江字江東2350-1	株式会社毛利産業 岐阜県海津市 海津町秋江字江東2350-1	グラソフアイード I	H30.6	同上	無
株式会社毛利産業 岐阜県海津市 海津町秋江字江東2350-1	株式会社毛利産業 岐阜県海津市 海津町秋江字江東2350-1	グラソフアイード II	H30.6	同上	無

○土地改良事業の工事の完了

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第百十三条の三第三項の規定により公示する。

平成三十年十一月十六日

岐阜県知事 古 田 肇

事業の種類	施行に係る地区名	工事完了年月日
-------	----------	---------

水質保全対策事業 羽島5期地区 平成三〇・三・一〇

○公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により国土交通省北陸地方整備局神通川水系砂防事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十年十一月十六日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

国土交通省北陸地方整備局神通川水系砂防事務所

二 作業種類

公共測量（航空レーザ測量）

三 作業期間

平成三十年十一月五日から

平成三十一年二月十五日まで

四 作業地域

高山市、飛騨市

○公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により可児市教育委員会教育長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十年十一月十六日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

可児市教育委員会

二 作業種類

公共測量（航空レーザ測量）

三 作業期間

平成三十年十月十一日から

平成三十一年一月三十一日まで

四 作業地域

可児市

○国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成三十年十一月十六日

岐阜県知事 古 田 肇

一 調査を行った者の名称

瑞浪市

二 調査を行った地域

岐阜県瑞浪市釜戸町の一部（釜戸2）

三 調査を行った期間

平成十八年度から平成二十二年度まで

四 地図及び簿冊の名称

岐阜県瑞浪市（釜戸町の一部）の地籍図

岐阜県瑞浪市（釜戸町の一部）の地籍簿

五 認証年月日

平成三十年十一月十六日

○国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成三十年十一月十六日

岐阜県知事 古 田 肇

一 調査を行った者の名称

瑞浪市

二 調査を行った地域

岐阜県瑞浪市釜戸町の一部（釜戸4）

三 調査を行った期間

平成二十一年度から平成二十七年度まで

四 地図及び簿冊の名称

岐阜県瑞浪市（釜戸町の一部）の地籍図

岐阜県瑞浪市（釜戸町の一部）の地籍簿

五 認証年月日

平成三十年十一月十六日

○国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成三十年十一月十六日

岐阜県知事 古 田 肇

一 調査を行った者の名称

瑞浪市

二 調査を行った地域

岐阜県瑞浪市釜戸町の一部（釜戸5）

三 調査を行った期間

平成二十一年度から平成二十三年度まで

四 地図及び簿冊の名称

岐阜県瑞浪市（釜戸町の一部）の地籍図

岐阜県瑞浪市（釜戸町の一部）の地籍簿

五 認証年月日

平成三十年十一月十六日

○国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成三十年十一月十六日

岐阜県知事 古 田 肇

一 調査を行った者の名称

瑞浪市

二 調査を行った地域

岐阜県瑞浪市釜戸町の一部（釜戸6）

三 調査を行った期間

平成二十五年年度から平成二十八年度まで

四 地図及び簿冊の名称

岐阜県瑞浪市（釜戸町の一部）の地籍図

岐阜県瑞浪市（釜戸町の一部）の地籍簿

五 認証年月日

平成三十年十一月十六日

○国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成三十年十一月十六日

岐阜県知事 古 田 肇

一 調査を行った者の名称

瑞浪市

二 調査を行った地域

岐阜県瑞浪市土岐町の一部（土岐東部1）

三 調査を行った期間

平成二十一年年度から平成二十六年年度まで

四 地図及び簿冊の名称

岐阜県瑞浪市（土岐町の一部）の地籍図

岐阜県瑞浪市（土岐町の一部）の地籍簿

五 認証年月日

平成三十年十一月十六日

○国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成三十年十一月十六日

岐阜県知事 古 田 肇

一 調査を行った者の名称

瑞浪市

二 調査を行った地域

岐阜県瑞浪市土岐町の一部（土岐東部3）

三 調査を行った期間

平成二十五年年度から平成二十八年度まで

四 地図及び簿冊の名称

岐阜県瑞浪市（土岐町の一部）の地籍図

岐阜県瑞浪市（土岐町の一部）の地籍簿

五 認証年月日

平成三十年十一月十六日

平成三十年十一月十六日発行

発行者 岐阜市藪田南二丁目一番一号
発行所 岐阜県庁

編集 岐阜市三輪ふりとびあ十三十一 岐阜文芸社